

要注意!



JD共済の受託自動車共済契約約款に規定する「免責事項」に該当する場合、共済金は支払われません!

事故状況

1

JD共済に従事者登録のない者が客車(受託自動車)を運行中に、もしくはJD共済に登録のない随伴車を使用中に事故が起きた。



JD共済に登録のない従事者が運行中、登録のない随伴車を使用中に起きた事故により生じた損害及び傷害に対しては、共済金を支払いません。

(受託自動車共済契約約款 第13条)

従事者の追加登録、随伴車の増車または入替登録をされる場合は、必ず運転代行業務の開始前までにJD共済へ届出(登録)をお願いします。



運転代行業務に使用している随伴車のうち、一部の随伴車しか登録していない行為が発覚した場合、もしくは事故時に不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる場合、本組合は事業運営における公平性の確保に資するため、厳正に対処するとともに、所管行政庁である警察庁及び国土交通省、並びに管轄の都道府県担当部局へ報告いたします。

事故状況

2

お客様を客車(受託自動車)に搭乗させず、客車だけを目的地(自宅等)に届けているときに事故が起きた。



「本組合が認める運転代行の常態」から逸脱していた場合、その運行中に発生した事故による損害及び傷害に対しては、共済金を支払いません。

(受託自動車共済契約約款 第2条及び第13条)



事故状況

3

豪雨のために道路が冠水していたが、お客様に「行ってくれ」と言われ、冠水路に進入したところ、エンジンが壊れてしまった。



周囲の状況から、水没することが予見できるにもかかわらず、回避行動をとらず、冠水路に進入(走行)したために生じた損害や傷害に対しては、共済金を支払いません。

(受託自動車共済契約約款 第13条)



【事例】

豪雨の中、走行していたところ、前方の道路が冠水している状況で、タイヤの3分の2程度の高さまで水没した車両が停車しており、その先にもハザードを点けて停車している車両がいたが、お客様に「自分の車は大丈夫だから行ってくれ」と言われ、渋々、冠水路に進入したところ、突然、エンジンが停止し、その後、車内に水が流入し水没してしまった。

※ 停車した際などに、何らかの原因でお客様または同乗者がケガをした場合も、共済金を支払いません。

※その他の免責条項は、受託自動車共済契約約款第6条、第8条、第10条、第12条及び第13条を必ずご確認ください。

《JD共済事務局へのお問い合わせ先》各部署の専門スタッフが、親切・丁寧・適正・迅速に対応いたします。

契約専用のTEL・FAX

事故専用のTEL・FAX

TEL	0120-21-4455	平日(月~金) 10:00~17:15
FAX	0120-25-9561 076-425-9561	24時間365日

TEL	0120-88-7654	24時間	夜間・休日は 事故受付センターが承ります
FAX	0120-88-2508 076-425-9633	24時間365日	